

平成30年第3回西予市議会定例会 総務常任委員会会議録

1. 招 集 年 月 日 平成30年9月7日

審 査 日 程

1. 招 集 の 場 所 第3委員会室

1. 開 会 平成30年9月7日
午前9時00分

1 議案第108号 平成30年度西予市一般会計補正予算（第5号）

1. 閉 会 平成30年9月7日
午前11時43分

議案第110号 平成30年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計補正予算（第1号）

1. 出 席 委 員

1 番 宇都宮 久見子

2 番 信 宮 徹 也（委員長）

10番 小 玉 忠 重

15番 二 宮 一 朗

16番 兵 頭 学

19番 森 川 一 義（副委員長）

21番 酒 井 宇之吉

本日の審査に付した事件

1 議案第108号 平成30年度西予市一般会計補正予算（第5号）

議案第110号 平成30年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計補正予算（第1号）

1. 欠 席 委 員

な し

1. 説明のため出席した者の職氏名

総務企画部長 三 好 敏 也

総 務 課 長 山 住 哲 司

税 務 課 長 浜 田 直 浩

財 政 課 長 宇都宮 明 彦

まちづくり推進課長 一 井 健 二

教 育 部 長 高 橋 司

教育総務課長 宇都宮 裕

生涯学習課長 小 玉 浩 幸

スポーツ・文化課長 谷 口 佳 代

消 防 長 佐 藤 克 也

消防総務課長 竹 田 明 夫

議会事務局長 道 山 升 文

1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 次 長 山 下 一 彦

1. 本会議を傍聴した者の氏名

愛媛新聞西予支局 森 田 康 裕

1. 審 査 日 程 別記のとおり

1. 審査に付した事件 別記のとおり

1. 会 議 の 経 過 別紙のとおり

会 議 の 経 過

開会 午前9時00分

○森川副委員長：

開会宣言

○信宮委員長：

挨拶を行う。

○森川副委員長：

三好総務企画部長に挨拶を促す。

○三好総務企画部長：

挨拶を行う。

○森川副委員長：

議案審査に移る際の注意事項を説明する。

それではこれよりの進行は委員長が行います。

【総務企画部】

【総務課】

○信宮委員長：

それではこれより本日の会議を開きます。

まず、議案第108号 平成30年度西予市一般会計補正予算（第5号）総務課所管分について担当者の説明を求めます。

○山住総務課長：

改めましておはようございます。

日ごろは総務課の業務につきまして、各議員さんには御理解と御協力をいただきまして、まことにありがとうございます。

それでは審査をしていただきます、議案第108号 平成30年度西予市一般会計補正予算（第5号）のうち、総務課所管分につきまして御説明をさせていただきます。

それでは予算書の16ページをお開き願います。2款総務費1項総務管理費1目一般管理費総務課庶務事業、129万3000円でございますが、これは平成30年7月豪雨災害にかかります、復旧復興のため緊急に対応しなければならなかった経費につきまして、当初の現予算の流用で対応していたものにつきまして、改めて計上させていただくものでございます。

まず、印刷製本費100万1000円でございますが、被災者支援制度を取りまとめをいたしました、しおりの第2版の作成に要した経費であります。第1版初版につきましては、総務課のほうで各課のコピー機等を使用しまして、約2,000部を作成しましたが、これには相当の時間と人員を要すると

いう状況でございました。

これを踏まえまして、第2版の作成におきましては、そのときに4,600部の作成が必要ということもありまして、これにつきましては業者に印刷製本を委託したということで、その経費を計上するものでございます。このしおりにつきましては、国等の支援制度の内容変更、拡充に伴いまして随時更新をすることといたしております。

現在この業務につきましては、復興支援課、復興支援室のほうに移管をしております、第4版を現在発行中というところでございます。

次に、同じく一般管理費の借上料でございますけれども、これは7月豪雨により、三瓶町の南地区におきまして、国道378号が迂回路も含めて、土砂崩れ等によりまして通行止めとなりました。

孤立状態となった地域住民の通勤通学、また通院等のため、7月9日に船3隻を借り上げまして朝夕の時間に住民を運んだ、そのときの経費でございます。

なお、7月10日には、国道378号が通行制限がありましたけれども、通行可能ということになりましたので、1日のみの実施ということでその経費となっております。

次に、12目諸費傷害保険料事業313万2000円でございますが、市の施設におきまして臨時職員が、業務中に指の切断というけがをしまして、これが公務災害と認定されましたので、当該職員に支給する障害補償一時金、及び障害特別支給金を計上するものでございます。この一時金等につきましては、14ページの歳入の雑入におきまして、非常勤職員公務災害療養補償費として同額を計上いたしております。

最後になります7ページをお開き願います。今回の補正におきましては会計年度任用職員制度導入支援業務委託の債務負担行為を設定いたしております。地方公務員法が改正されまして、平成32年4月から施行されます、会計年度任用職員制度の導入に当たりまして、臨時非常勤職員全体の任用根拠が見直しとなります。

正職員と同様に服務規程の適用、懲戒処分の対象、また期末手当の支給を受けることとなっております。

これに伴いまして任用、勤務条件等の制度設計、また関係する全ての条例規則等の制定改正が必要となつてまいります、その制度設計上の課題の

抽出、またその対応につきましては、あわせて条例規則等の現状把握、そして改正案の作成と、非常に多岐にわたる作業が必要となってまいります。現在このように災害復旧復興に職員がかかっておる中では、なかなか時間的な余裕もない、その上に制度の円滑な導入を図るためには、来年平成31年9月議会をめぐりにこの関係条例制度のほうは、きちんと整備をしておく必要があると考えております。したがって、先ほど言いました、いろんな業務の今後の見通し、また専門性や時間的な制約を考慮いたしまして、一部業務について業務委託するため、このたび限度額226万8000円の債務負担行為を設定するものでございます。以上、説明とさせていただきます。

○信宮委員長：

山住課長の説明は終わりました。これより質疑を行います。

質疑はありませんでしょうか。

○二宮委員：

2点お伺いしたいと思います。

今回の災害の復旧に関しては、野村支所の職員の人を中心に、本当に想定外というか、仕事になったわけですが。そういう災害復旧にかかった皆さんに対しての超勤手当、手当の出し方、そういうのを基準としてしっかりできてるのかどうかということと、もう1点は、よくそういう現場で言われる、精神的にフォローせんといかんような職員さんがあったのかなかったのかという、この2点だけお伺いします。

○山住総務課長：

まず職員の時間外勤務手当の関係でございますけれども、発災以降、各職員につきましては、通常業務以外に、いろいろな避難所でありますとか、現場の片づけ等にも従事をいたしまして、当然深夜に及ぶ業務も続いております。今回のそれぞれのついた業務につきましては、当然時間に応じた時間外勤務手当を支給することといたしております。管理職につきましても、土日の勤務、また深夜の宿直といえますか、24時間体制も敷いておりましたので、規定に基づきます管理職等の特別勤務手当を支給することといたしております。

そして次に、職員のこういった長期間による業務、特に特殊なこういった災害時の非常時の対応ということで、精神的にも非常に、疲労がみられる職員も出てきております。何人かは、そういつ

た状態に近い者もおったかと思います。これにつきましては、県から派遣いただきました保健師、また職員OBの保健師等により、健康相談、面談のほうを実施しまして、それぞれの健康状態でありますとか、その業務上のいろいろな悩みであるとか、そういったものを話していただいても、負担が軽くなるように努めております。また、その健康診断の中で気になるような職員につきましては別途、こちらのほうでも声掛けでありますとか、今後の対応について所属長も交えて、話をしてそういったことの改善に努めているところでございます。以上です。

○信宮委員長：

ほかに質疑はありませんか。

○酒井委員：

今回残業とか、非常に災害において、非常に人件費が、本年度予算の中に、入り込む総額が多くなると思うんですけど、当初予算で組んでいた分から、3月までに想定されてるパーセンテージっていうのは予測されておりますか。

○山住総務課長：

それは、当初予算から上積みでどれくらいかということですか。

○酒井委員：

はい。

○山住総務課長：

今回の補正予算とは別に、最終日に追加の補正予算のほうを計上する予定で調査を進めているところです。この7月豪雨にかかわるこれまでのかかった時間外等も含めた人件費、また今後予想されるいろんな業務における従事する職員の時間外手当、さらには、中長期派遣で、県内外からいろんな職員の中で応援をいただきます。そういったものもろの経費を含めた人件費、またそれに関連する諸経費につきましても、今回の会期中最後になるかと思いますが、補正予算で計上させていただきたいと思います。その中で詳しくは説明をさせていただきたいと思います。

○酒井委員：

一概に災害があったときには、大体こういう大災害の時には、年度の人件費が1.5倍から2倍に近くなる、いうように私は耳にしておりますが、総務課の考え方はいかがでしょう。

○山住総務課長：

そういう、何倍になるかまだちょっと詳しくパー

センテージまでは出してないんですけれども、当然特に時間外勤務手当につきましては、通常の2倍、2倍以上の金額になると想定をいたしております。これ以外の人件費につきましても、諸手当、当然影響してまいりますので、かなりの人件費が膨らむ想定をいたしております。

○酒井委員：

その中で今政府がやってる働き方改革、そしてそこら辺に触れるようなことがないような指導っていうのは、どのような点を留意されますか。

○山住総務課長：

働き方改革等々、本年度人事のほうから予定をしておりまして、そういった取り組みにつきましては正直なところ、なかなか現状これだけの業務がかなり膨らんでる中では、その実施は難しいという判断をしております。先般も各所属長また全庁的に、今年度の働き方改革に伴ういろんな取り組みにつきましてはとりあえず中止とさせていただいております。ただし、それぞれの部署で業務など落ちついてきているところも見受けられますので、可能な範囲で、働き方改革につながる取り組みについては、それぞれ考えて実施をしていただくように通知をいたしているところでございます。以上です。

○酒井委員：

その中で、県外そして他の自治体から今後、何人ぐらいの技術者及び看護師、いろんな形の派遣される職員がおられると思いますが、今のところどのぐらいが西予市のこの大災害について他の自治体より派遣予定がございますか。

○山住総務課長：

これにつきましては、現在まだ各自治体と協議調整を行っている部分もございますけれども、こちらの総務課としての予定としては、各課から要望があったものを取りまとめた人数といたしまして、延べ人数で最大28名程度は協力をいただきたいというふうに考えております。ただし28名といいましても、当然交代でありますとか、その期間によって別の自治体からその業務を引き継ぐといった形もございますので、それぞれの業務の数でいきますともう少し10業務なり、12.3業務にとどまるのではないかと考えております。

○酒井委員：

もう一点、これは三好部長にお聞きしたいんですけど、例年先ほどの報告でありましたように、船

舶の利用、災害時の船舶の利用がいつも言われます。

先般の岩井、田之浜の災害につきましても、船舶の利用を話が出ましてもすぐに対応ができませんでした。そして今回につきましても、三瓶地区において、3日間の予定であって、1日だけにすみましたけれども、これの発露につきましてもいろんな経緯があって、3日間の船舶の利用ができるようになりました。

これにつきまして、船舶の利用が即できるような災害協定とか、そういうものを今後団体と結んでいて、すぐに陸路が走れないときには海路で走れるような運搬、輸送手段ができるような形の対策をとれるような考え方はございませんか。

○三好総務企画部長：

酒井議員からありがたい御提言をいただきました。

今回の災害を受けまして、以前もあったわけですが、そういった想定は十分考えられると思います。各支所といいますか、明浜と三瓶になろうかと思いますが、そちらのほうには、今回の災害を受けての検証をしているところでございます。

三瓶につきましては、朝屋と宇和海とジオの須崎遊覧、それから海洋、こちらの方をお願いをして協力いただいたわけですが、そこら辺も踏まえまして、今後の災害において、災害協定等結べるように、努力して協力してこちらの方から要請をかけてまいりたいとこのように思います。

○信宮委員長：

ほかに質疑はありませんでしょうか。

それでは、以上で質疑を終結といたします。お諮りいたします。

議案第108号 平成30年度西予市一般会計補正予算（第5号）総務課所管分について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員により、当委員会としては原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩を告げる。（9：21～9：26）

再開を告げる。

【税務課】

○信宮委員長：

次に、議案第108号、平成30年度西予市一般会計補正予算第5号。

税務課所管分について担当課長の説明を求めます。

○浜田税務課長：

税務課長の浜田でございます、よろしくお願いいたします。

それでは、議案第108号 平成30年度西予市一般会計補正予算（第5号）の税務課所管分につきまして、ご説明申し上げます。予算書17ページをお開きください。

2款2項1目税務総務費、補正額134万4000円につきましては、平成30年7月豪雨災害に伴います、被災家屋の被害認定調査及び罹災証明書の交付に係る経費としまして、通常予算から支出したため、その通常予算の補正、及び災害関連の支出予定の経費を補正する補正を行うものでございます。

事務事業としましては、税務課庶務事業と税務課公用車管理事業の2事業でございます。

内訳としましては、税務課庶務事業のうち、11節需用費の消耗品費68万4000円の増額につきまして、この内容につきましては、コピー用紙、コピー機トナー代ほか事務用品代の補正でございます。

続きまして、12節役務費の通信運搬費1万円の増額につきましては、罹災証明書を送付する折、使用しました郵送料の増額でございます。

続きまして、14節使用料及び賃借料の使用料40万円は、コピー使用料の増額でございます。税務課庶務事業としましては、109万4000円の増額補正となっております。

続きまして、税務課公用車管理事業につきましては、家屋の被害認定調査や、これから災害関連で行います土地の調査、並びに家屋滅失調査等で使用します公用車の燃料費としまして、11節需用費の公用車燃料費25万円の増額補正を行うものでございます。

以上、御審議の上御決定くださいますようお願いいたします。

○信宮委員長：

浜田税務課長の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

○二宮委員：

今御説明の中で、罹災証明などの被害調査って言われましたですかね。建物被害調査等については産建も多分されるんですかね、建設課か何か、税務課だけですかね。

ちょっとどういう仕事というか、内容なのかというのをちょっと詳しく教えてください。

○浜田税務課長：

今回、罹災証明を発行するために、被害認定調査というものを行いました。この調査につきましては、行政の職員が行う調査になっております。

その関係で、当初、建設課の技師及び、税務課の職員で罹災証明のための調査を行っております。地震等の災害の場合は、危険度家屋調査というものがあまして、そういうものにつきましては、建設課の資格を持った職員が対応するんですが、今回は、行政職員が行います家屋の被害調査のため、建設課の職員と税務課の職員が行いました。

○二宮委員：

それは当市の職員だけで間に合ったんでしょうか。

○浜田税務課長：

この調査につきましては、やはり職員の数が足りませんので、熊本市さん及び愛媛県の職員の方、それと近隣市町の砥部町さん、伊予市、西条市の職員の方の協力を得まして調査を終えております。

○二宮委員：

ちょっと情報が確かかどうか分からんのですけれども、住民の人から聞いた話の中で、全壊とか半壊とか、そういう決定の部分がありますよね。それが、基準がちょっとはっきりわからんのですけれども、使ってる場所も家によって高いところ低いところあったりして、低いところを想定して何か測られたとか、そういう声も聞いたことがあったり、あと2階3階があるのに、1階のほとんどが浸かつたのに全壊にならなかったとか、そういうふうな、情報というか御意見を聞いとるんですけれども。

そんな声とか、言うたら被害調査をした結果に対しての何か住民からの意見というかそういうのがあるかどうかちょっと教えていただきたいと思います。

○浜田税務課長：

今回の調査につきましては水害による調査と、土砂災害による調査の2種類がありました。

それで水害による調査につきましては、木造によるものの調査につきましては、浸水深といいまして、水没した深さによる調査を行いました。

そのあと、非木造の家屋があるんですが、それに
つきましては中に入って、中の壁とか天井とか、
そういう状況を踏まえた調査票を使用しまして調
査を行っております。先ほど申しました木造家屋
の調査につきましては、先ほど説明しました、水
の深さでの調査は、1階2階建ての家屋によるも
のです。3階建ての家屋につきましては、先ほど言
いました、非木造の調査と同じ調査票を使いまし
て、調査をする関係で、その地区におきまして
も、木造では大規模半壊でも、非木造建物では半
壊になっておるといような、調査結果が出てお
ります。建物の中で家財等で被害を受けられたこ
とについては、同じような被害の状況だと思われ
るんですけども、建物の構造によりまして調査内
容が変わっておりますので、その関係での結果の
御不満があったことは私も聞いております。以上
です。

○二宮委員：

そういう要するに今後住めないという状況、いう
たら取り壊しせないかんというふうな状況は一緒
ということを考えたときに、そういう対応は今回
の、これ激甚災害やけんとか、ちょっとわからな
いんですけども、そういうところで対応ができん
のかなと、こう決まり切ったそういうのはもう仕
方がないと思うんですけども、そういう対応がで
きるのかなというのが一つと、もう一つは異議
申し立てというか、そういうのはいつまで認めら
れとるというか、それがもし分かりましたら。

○浜田税務課長：

今回の調査につきましては、内閣府の基準を持
ちまして調査を行っております。先ほど二宮議員
さんが言われたとおり、この内容では不満等あり
ますので、国のほうへの要望としまして、見直し
ができないかということで要望をあげておりま
す。

次に、異議申し立ての期間につきましては、その
都度今一次調査を終えております。

やはり二宮委員さんからの質問にありましたと
おり、既に異議申し立てがあったところもございま
す。その家屋につきましては、2次調査という
ことで、再度調査を行いまして、被災者の方に御
理解をいただいております。税務課としては、今
のところ期限を設けてはおりません。

○二宮委員：

ありがとうございます。

西予市の職員の対応として、やっぱり住民に寄
り添った形でしっかりご要望とか聞いていただい
て、制度の改正とか今言われた、国に対してとか
そういうことしっかり対応していただきたいなと
思います。よろしくお願いします。

○信宮委員長：

ほかに質疑はありませんか。

○宇都宮久見子委員：

すいません今の二宮委員の関連になるんですけ
ど、今回の罹災証明の発行等に関しても私、野村
の方から、1回目の罹災証明の発行の説明会も昼
間でしたかね。まだ片づけをされよるのに、昼間
のうちに説明会に来てくれとかいう話も人づてに
聞いたと、情報がきちんと入ってなかったという
ことをお伺いしてるんですけど、どういう手続き
を踏まれたのか、
災害を受けられた方が理解をきちんとされてな
い、なかなか今回、初めてのことで職員さん等も
いろいろあったとは思うんですけど、そういう声
が上がってるのはちょっとどういうことかなと思
ってお伺いします。

○浜田税務課長：

当初発災した折、福祉課の仮設住宅の説明の折に
同席させていただきまして、避難所3箇所におき
まして、この罹災証明の手続について説明をさせ
ていただきました。確かに昼間に説明することも
検討しなくてはいけなかったかと思いますが、そ
の点はまた反省しております。あと、避難所にお
きまして、その会場におきまして通知用の紙を貼
らせていただきまして、こういう手続がとれます
ということで周知させていただきました。
また、各支所におきまして、そういう手続につ
きましての市の文書を貼りまして周知させていた
だくようにしておりました。

○宇都宮久見子委員：

一応今回罹災証明を受けられる方からも、ご相談
を受けたんですけど、明日発行されるけど、実際
どういう結果が出るのか分からないということで、
いろいろ先ほど説明を受けた内容、聞かれはし
てみたいなんですけど、実際きちんと把握、
なかなか一般の方が先ほど言われた、造りが木
造だからとか、木造じゃないからとか、壁がある
とかないとか、なかなか理解を、完全に理解する
の私もちょっと先ほど聞いても、完全にはちょっと
難しいところがあると思うんです。先ほど二宮委

員も言われたみたいに、趣旨は変わってくるんですけど、きちんとお1人お1人の方に寄り沿った説明なり、不満がある方はその説明なり、安心できるような、話の説明の仕方、御本人さんがどう思われてるのか、その辺もきめ細やかな対応をお願いできたらと思います。要望になりますけど以上です。

○信宮委員長：

ほかに質疑はありませんか。

○二宮委員：

これは部長に、お聞きしたいんですけども、義援金ですよ。今みたいな制度で制度のはざまというたら、ちょっと違うかもしれないけどやっぱ、先ほど言ったように、全壊・半壊とか、床上とか床下とかそういうふうな中でいろんなものを、補助金が出てくるとか言うことあるんですけども、それ以外でやっぱりさっき言ったように、半壊やけどもう使えない、住めない壊さないといかんとか、そういうふうな人に対して義援金の配分の仕方の中で、それまでそういうなんか決まりきったいうか、そういう対応じゃなくて、それこそちょっとこう幅を持たした対応ができないのかなというふうに思うんですけども。

義援金の考え方については決められているのか今からなのかかわからんですけども、もしそういうのがわかっておれば、お答えいただきたいなと思いますけど。

○三好総務企画部長：

この義援金の配分につきましては、配分検討委員会等を今後立ち上げるというふうに聞いております。これ担当課が当部ではありませんので、所管が違いますので議員さんから、そのようなご意見があったということは、私の方からつないでおきたいと考えております。

○信宮委員長：

ほかに質疑はありませんか。

○酒井委員：

この席は、被災者・罹災者の不平不満を我々どんと聞いておりますので、それを述べる席ではないと思いますが、ダムの放流の疑義だとか、罹災の不公平感、そしていろんな感情的な問題も全部聞いておりますけども、現実にはこういうことが起きたときに、これから指揮命令系統即座やっていく、そして市民の感情を逆なでするような言葉が時々出てきたり、いろいろあるようでございま

す。あの人がこう言って腹を立てたとか、そういうのがありますので、そのあたりにつきましても、職員の指導をしっかりとさせていただきたいと思います。私がちょっと聞きたいのが、この公平不公平感が生まれております。先ほど二宮委員がおっしゃられたのもそちらのほうで、そのあたりを何とか私らもこれ不公平だになっていうのがやはりね、内閣府の基準でやるとね、不公平だになって感じがするんです。

でも、濁流にのまれてもの凄いい傷んだところ、それでも床下浸水のところもあれば、よどみの水がたまって、全壊になったところもある。いろいろありますので、そのあたりは一つ、公平不公平の感はありましようけども、ひとつ政治的な一つ解決方法もやはり考えていただきたいなと思います。ひとつお聞きしますが、先ほど義援金の話が出ましたが、義援金の現在までの金額、そしてこれからの対応は先ほど出しましたけれども、それとふるさと納税のほうの義援金的なものが入っております、この金額については税務課が所管していると思いますが、今のとこどれぐらいの金額になってますか。

○浜田税務課長：

ふるさと納税の関係につきましては、税という名前がついておるんですけども、税務課が所管ではなしに、まちづくり推進課のほうになっております。

○信宮委員長：

暫時休憩を告げる。（9：44～9：49）

再開を告げる。

○三好総務企画部長：

今ほど酒井議員からの義援金の関係でございすけれども、9月6日の8時30分現在で、2億9147万883円でございます。この内訳等につきましてはこの後まちづくりの審査がありますので、その中で詳しく説明させていただけたらと思います。以上でございます。

○信宮委員長：

ほかに質疑はありませんでしょうか。

ないようですので以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

議案第108号 平成30年度西予市一般会計補正予算（第5号）税務課所管分について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員により、当委員会としては原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩を告げる。（9：50～9：59）

再開を告げる。

【まちづくり推進課】

○信宮委員長

議案第108号 平成30年度西予市一般会計補正予算（第5号）まちづくり推進課所管分について、を議題といたします。担当課長の説明を求めます。

○一井まちづくり推進課長：

総務企画部まちづくり推進課長の一井でございます。よろしくお願ひいたします。

それでは議案第108号 平成30年度西予市一般会計補正予算（第5号）のうち、まちづくり推進課所管分について御説明をします。

まず歳出について予算につきまして御説明します。予算書の16ページをごらんください。

2款総務費1項総務管理費8目電算管理費、3億610万4000円を49万7000円増額し、3億660万1000円とするものです。

今回の補正は、13節委託料におきまして、現在国が戸籍事務のマイナンバー制度の導入を検討しており、平成35年ごろにマイナンバーのひもづけが行われる予定になっております。今回この情報連携に使用します文字の同定作業を行うことによる準備のため、法務省より文字情報の提供依頼がございました。このことから現在戸籍システムで保有しております文字情報を抽出するためのシステム改修が必要となり、49万7000円を増額するものです。なお49万7000円のうち、49万6000円は国庫補助となります。

次に、予算書の17ページをごらんください。

2款総務費1項総務管理費11目情報推進事業費、1億2043万3000円を1000万円増額し、1億3043万3000円とするものです。

今回の補正は11節事業費におきまして、平成30年7月豪雨災害を受け、西予市が整備しております光伝送路が道路陥没などの影響により、断線や損傷を受けました。緊急を要することから、その復旧費用を現予算で対応をしたため、今後の維持管理に不足が生じることにより、修繕料として1000万円を増額するものです。

なお光伝送路につきましては、道路復旧が未定のため、仮復旧の段階の箇所もあり、今後道路など

の復旧状況に合わせて光伝送路も復旧となるため、時期及び費用額は未定となっております。現在最低限の通信経路は確保し通信が行われておりますので、市民サービスのほうには支障を来してはおりません。

同じく予算書の17ページから18ページとなります。

2款総務費8項地域振興費1目地域振興費、2億9846万4000円を1020万1000円減額し、2億8826万3000円とするものです。

今回の補正は13節委託料におきまして、平成30年7月の豪雨災害を受けての予算執行において、新規拡充事業の凍結や中止の基本方針が示されたことにより、事業中止をするものや、県の補助事業の廃止に伴って委託料を700万3000円減額するものです。次に15節工事請負費にしましては、6月に発生しました大阪府北部地震を受け、狩浜移住交流体験住宅のブロック塀を検査したところ、危険な状態であることが判明いたしました。

早急に安全確保を図るため、既設ブロック塀の撤去とフェンスの設置費用として167万4000円を増額するものです。

次に、19節負担金補助及び交付金に関しましては、まず減額分として、本年度建設予定としておりました、城川町の嘉喜尾集会所の建設事業について、自治総合センターの助成事業が不採択となり、1500万円の減額、あわせて市補助金分についても、不用となりますので500万円の減額となります。なお嘉喜尾集会所の建設事業につきましては、来年度の採択に向けて引き続き申請手続を進めていく予定でございます。

増額分としましては、平成30年7月豪雨により被災した集会所について、改築及び改修の補助事業における1512万8000円を増額しております。

現行の補助要綱でいきますと、補助率が2分の1となっており、改築改修には、地元負担をとるものとなります。

今回の補正は、この災害を限定的な特別措置として、10割補助として要綱を一部改正いたしました。地域コミュニティの拠点復興への支援としてまいります。

以上のことから負担金補助及び交付金につきましては、計487万2000円の減額となります。同じく予算書の18ページとなります。

2款総務費9項企画費4目卯之町はちのじ事業費

8493万5000円を、799万2000円増額し、9292万7000円とするものです。

今回の補正は、13節委託料におきまして、平成31年度に実施予定の跨線橋に関して、ＪＲ四国との協議が整いましたので、実施設計の事業着手を今年度中に行うこととなり、799万2000円増額するものです。跨線橋につきましては線路をまたぐことから、ＪＲ四国への委託工事となり、ＪＲ路線の災害復旧等も対応が心配されるところでありますけれども、ＳＰＣの構成企業である四国開発建設がＪＲ四国の関連企業であることから、スムーズな連携が図られているところでございます。

実施設計がある程度進まないことには跨線橋から複合施設２階に通じる通路となる、ペDESTリアンデッキの配置とか、河川側の降り口等の協議が具体的進まないことから、今回、実施設計に着手できることで、きょうの進展が図られます。

なお、今回の補正予算により契約額が増額されるわけではなく、平成31年度の予定事業が前倒しになるということで、契約額に変更はございません。

また今回補正予算で計上いたします。799万2000円のうち、700万円は起債を活用いただきます。

それでは引き続き歳入について御説明させていただきます。予算書は戻りまして12ページをごらんください。

13款国庫支出金2項国庫補助金8目総務費国庫補助金7848万3000円を49万6000円増額し、7897万9000円とするものです。この増額分は歳出で説明いたしました戸籍システムの改修による国庫補助金となります。同じく予算書の12ページとなります。

14款県支出金2項県補助金1目総務費県補助金3029万1000円を、226万9000円減額し、2802万2000円とするものです。

この減額分は、歳出で説明いたしました新規事業の凍結中止によるもので補助を見込んでおりました、新ふるさとづくり総合支援事業費県補助金において、297万6000円の減額が生じました。

県補助金においては、子育て支援課所管の木育推進事業分も一部含まれており、事業費の増額等により、補助金が140万7000円増額されたことから、同補助金としましては、差し引き156万9000円の減額となります。また、地域づくり共同

体構築サポート事業費県補助金につきましては、事業廃止に伴い70万円の減額となります。

予算書の13ページをごらんください。

17款繰入金、2項基金繰入金32目、ふるさと応援基金繰入金、1億442万5000円を、42万8000円減額し、1億399万7000円とするものです。先ほど御説明しました木育推進事業の財源としてこの基金を繰り入れておりますが、補助金額の増額に伴い、42万8000円を、減額するものです。

予算書の14ページをごらんください。

19款諸収入5項雑入4目雑入、1億3868万5000円を1143万1000円減額し、1億2725万4000円とするものです。

当課所管分につきましては、2節総務費雑入のうち嘉喜尾集会所建設事業において、自治総合センター助成金の不採択を受けて、1500万円を減額するものです。同じく予算書の14ページの20款市債1項市債1目総務債、8億8170万円を700万増額し、8億8870万円とするものです。この増額分は歳出で説明いたしました、卯之町はちのじ事業による跨線橋の実施設計予算の計上による起債分となります。以上、説明とさせていただきます。

よろしく御審議の上御決定くださいますようお願い申し上げます。

○信宮委員長：

一井まちづくり推進課長の説明が終わりました。これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○宇都宮久見子委員：

18ページの明浜の移住交流館のブロック塀の件なんですけれども、本会議で高橋部長のほうからランクづけみたいなのがあったと思うんですけど、補修が必要っていうことは、どのランクぐらいのレベルだったんでしょうか。

○一井まちづくり推進課長：

ブロック塀の点検をいたしました中で、ランクとしましては全体的に点数としましては、49点ということで、注意が40点から55点までが注意が必要というランクとなります。

1番上が安全、2番目が一応安全、3番目が注意が必要、4番目が危険というランク付けとなっております、上から3番目、注意が必要という判定として出ております。

○宇都宮久見子委員：

どういう取り壊しなり、高さを低くするなりどう

いう方法をとられる予定ですか。

○一井まちづくり推進課長：

ブロック塀につきましては撤去をいたしまして、その後フェンスを約38メートルほど、目隠しのフェンスをですね設置をする予定といたしております。高さは大体1メートルから1メートル50を予定しております。

○二宮委員：

卯之町「はちのじ」まちづくり推進事業で、説明があった跨線橋ですかね、ＪＲのほうとの話が整ったとの話だったんですけども、今後、駅舎の建てかえもありますよね、駅舎の建て替えのときもやっぱりＪＲ関連企業が建設するんですかね。

○一井まちづくり推進課長：

この、駅舎等につきましては、地元等のＳＰＣを通じてとありますけれども、地元等も含めた中での建設等になります。

○二宮委員：

ＪＲ関連企業ですとね、かなりお高い多分金額になると思うんで心配しとるんですけど、向こうが許さん言われたらしょうがない部分もこれあるんで、ぜひ地元でやっていただきたいなというのが1点と、このＰＦＩ事業の中の事業の進め方で、駅舎なら駅舎、跨線橋でその後その横の建物、一つ一つ区切りがあると思うんですけども、市としてＳＰＣに対してのチェックですよ、どういところでチェックをかけていくのかと。

当然、最初の予定からすると、変更点は多々、今回の跨線橋みたいに出てくると思うんですけども、そういう体制ができていいのかどうかというのをちょっとお伺いしたいなと思うんですけど。

○一井まちづくり推進課長：

当然個々の建設事業においても進行等が必要となつてまいりますので、常に工程会議等で市の部局等も参画をいたしまして、チェック体制はとつてまいりたいと思っております。そしてあの進行管理については今後委員会等もございますので、その中でも今後の経過報告等は順次行っていきながら、厳しくチェックをしていきたいと考えております。

○二宮委員：

ものによつたらですけども、いろんな部局が必要やないですか建設課とかね、そういう専門的な、そういうのを含めてきちんとそういうチェック体

制の組織ができていいのか、一つ一つのものに対して、そういうのを集めてまたチェックしていくのかということなんですけどね。

○一井まちづくり推進課長：

市の内部のほうにそうした組織的な横断的なプロジェクトもございますので、そのケースによれば、関係部局の参画を得ながらプロジェクトとして対応していきたい、という形で今現在も進んでおります。

○二宮委員：

当初からこのＰＦＩについては、なかなか我々議会でも見えにくい部分がありますんで、進め方についてはそういうふうな、しっかり説明がつくようなチェックの仕方で進めていただきたいなと思うんですけども。もう1点ですね、被災者支援システムの話在先ほどちょっと税務課ともしたんですけども、今後そのシステムをできるようにつくっていくみたいな話を税務課のほうでされたんですが、そのときに、元になる住民基本台帳ですよ、西予市のこのコンピューターのシステムの中で、随時その情報を取り出していけるのか。この間総務省と話しよつたら、一番いいのは2週間に1回ぐらい、最新の状態を入れとつたらいいですよ、ってという話があったんですけども、それが簡単にできるのかなという、できるのであれば、今後システムを進めていく上で、いつ災害があつて入れるんじゃないかと、常に更新している、できたら毎月1回とか、そういうふうなのができれば一番将来的には安心かなと思うんですけども、そういううちのシステムがどうなってるかという、取り出せるシステムなのかということなんですけど。

○信宮委員長：

暫時休憩を告げる。（10：19～10：20）

再開を告げる。

○一井まちづくり推進課長：

二宮議員の御質問でございますけれども、当市の住基のシステムとしましては、システム上取り出しは可能となります。受け入れ側としての受け入れ体制側として受け込めるかというところが課題になってこようかと思ひます。

○信宮委員長：

ほかに質疑はありませんか。

○小玉委員：

ふるさと納税についてですが、今回災害を受けて

増えたって聞いておりますが、現状を教えてください。

○一井まちづくり推進課長：

申しわけないですが、詳しい数字的なものについては今手元にございませんけれども、例年年末に従って寄附額が増加している傾向でございませんけれども、今回7月については、例年をはるかに超える納税額ということで、ほぼ年末の数値に近いような数値の額として出ております。通常であればしり上がりに年末にという形にはなりますが、すいません細かい数字を持っておりませんで、以上になります。

○酒井委員：

この災害におきまして、まちづくり推進課がこれまでずっとまちづくりに対しているんな施策を本年度計画してる部分が、遅れてくるだろうと私は思っています。それにつきましては、細かい政策が結構まちづくりにありますので、もう時間もございませんで説明はいいですから、それにつきまして委員長の方に一つ文書で提出していただきたいなと思いますのでよろしく願います。

○信宮委員長：

ほかに質疑はございませんか。

○兵頭委員：

一点だけ、集会所改修事業補助金の説明で、普通は2分の1の補助で2分の1が地元負担を10割補助という話がありましたけど、これはどことこの2箇所ですかね集会は。

○一井まちづくり推進課長：

予算上は全体で6箇所ほどを見込んでおります。全壊につきましては平治集会所、三島集会所、それと大規模半壊が新町集会所、あと半壊が板ヶ谷集会所、そして床下が本町三丁目集会所と野村の横林のふるさと館という計6箇所についてを想定をしております。

○信宮委員長：

ほかに質疑はありませんか。

ないようですので以上で質疑を終結いたします。お諮りいたします。

議案第108号 平成30年度西予市一般会計補正予算（第5号）まちづくり推進課所管分につきまして、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員により、当委員会としては原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩を告げる。（10：24～10：25）

再開を告げる。

【財政課】

○信宮委員長

それでは議案第108号 平成30年度西予市一般会計補正予算（第5号）財政課所管分につきまして、担当課長の説明を求めます。

○宇都宮財政課長：

それでは、審査していただきます。議案第108号 平成30年度西予市一般会計補正予算（第5号）のうち、財政課所管分について御説明させていただきます。

まず、歳入について御説明申し上げます。予算書の11ページをお開き願います。

9款1項1目地方交付税、1億1123万2000円の増額でございませんが、普通交付税につきましては、合併に伴う財政優遇措置である合併算定外から、一本算定に向けて、平成27年度から5年間の段階的な縮減が行われており、本年度が4年目を迎えております。

今年度の交付額は、105億1119万6000円で前年度と比較して3億3118万9000円の減額となっております。縮減前の平成26年度との比較では約13億8000万円の減額となっております。今回の補正予算は今年度の交付額決定により、普通交付税を1億1123万2000円増額するものでございませんが、これは交付税が増えたというわけではなく、当初予算計上時においては非常に厳しく減額率で見積もっておったので、今回、実際算定があった予算よりはふえたということで増額補正するものでございませんで、御認識いただきますようお願いいたします。

続きまして、13ページをお開き願います。17款2項1目財政調整基金繰入金、11億2495万2000円の増額でございませんが、今回の補正では、財政調整基金の積み立てのほうも歳出で行っておりますが、これは地方財政法に基づく額を義務的に積み立てるものであります。これを含め、今回の補正予算全体の歳入の財源調整を行いました結果、一般財源に不足が生じたため、財政調整基金から繰り入れを行い、収支の均衡を図るものでございません。

続きまして、予算書は14ページをお開きください。

18款1項1目、前年度繰越金5億8557万7000円の増

額でございますが、平成29年度の決算が確定いたしましたして、歳入歳出差し引き額が10億7356万2000円でありました。

これから平成29年度への繰越財源として1億6448万円を除きますと、繰越金が9億908万2000円となります。当初予算での繰越金の予算計上額3億2350万5000円を差し引き、今回追加予算額といたしまして5億8557万7000円を計上するものでございます。

続きまして同じく14ページになりますが、20款1項8目、臨時財政対策債1922万6000円の減額でございますが、今年度の普通交付税の決定に合わせて、臨時財政対策債の発行可能額が決定されたことに伴い、減額するものであります。今年度の決定額は6億417万4000円で、前年度と比較して3194万9000円の減額となっております。

当初予算で見込んでおりました前年度決定額に対する減額率は2%を見込んでおりましたが、実際今度決定いたしましたら約5%の減額となったため、今回減額補正するものでございます。

続きまして歳出について御説明申し上げます。予算書の20ページをお開き願います。

4款4項1目、水道事業会計繰出事業6680万円でございますが、水道事業会計におきましてこの度の7月豪雨災害により被災しました水道施設の復旧及び給水車等の購入等に要する経費を一般会計から繰り出すものでございます。

続きまして、予算書の29ページをお開き願います。13款2項1目、財政調整基金事業、4億5500万円でございますが、先ほど御説明申し上げましたように、平成29年度決算が確定し、歳入歳出差し引き額から平成30年度へ繰り越しする財源を除いた繰越金が9億908万2000円となりましたので、地方財政法第7条第1項の規定に基づきまして、財政調整基金として積み立てるものでございます。

これによりまして補正後の財政調整基金残高は、予算ベースで19億7222万7000円となる見込みであります。

以上、財政課所管分にかかります補正予算の説明とさせていただきます。

よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○信宮委員長：

宇都宮財政課長の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

○森川副委員長：

今度の災害でまたいろんな経費が要った訳ですが、今度南海地震が起きた場合、今度の災害以上に海岸端が傷みますので、いろいろお金が要りますが、その工面などは準備できている状態で、財政調整基金で十分まかなえることができるのでしょうか。

○宇都宮財政課長：

森川議員のただいまの御質問ですけれども、今後の災害に備えての財政についての御質問だったと思います。

今回財政調整基金のほう、32億程度取り崩して予算ベースで17億円ほどの予算残高となりますけれども、以前行政報告会で申し上げましたとおり、激甚災害になっておりまして特定地方公共団体になりますとまずは国庫補助金、こちらが大体1割か2割程度かさ上げされますんで、それによりましてかなり財政調整基金のほうは取り崩しが減るかと思います。また、今愛媛県を通じて有利な地方債のほうの財源確保にも努めてますんで、これましては、地方債のほうも有利な地方債を借りて、後年度の元利償還金に対する普通交付税措置がされますんで、財政調整基金はある程度減っていくと思いますけど、それに伴いまして、また国庫金等も入ってきますんで、今後積み立ては今後3年間かけて復旧事務を行いますので、その間財政調整基金のほうもそれに応じて積み立てのほうを考えております。

以上答弁とさせていただきます。

○森川副委員長：

国においても1年に2カ所か3カ所、多い年には4箇所くらい災害が起きています。将来は国が潰れるんじゃないかと言われるぐらい、日本が災害大国になってきています。

もう、日本至るところ順番に災害が起きますので、将来は国もあてにできない状態になってくると思っています。西予市も、要らないものは削って財政をきちんとやっていくようにしないと、将来やっぱ市民が不安になってくるんじゃないかと思っています。

○宇都宮財政課長：

ただいまの質問でございますけど、確かに今後そういった厳しい状況があるかと思いますが今実際、事務事業等の見直しも進めておりますし、特に基金のほうは今回は財政調整基金と災害対策基

金で対応しておりますけども、西予市ほかにも目的基金がありますので、こういった基金についても今後条例等改正できれば、災害復旧等に充当ができますので、目的基金のほうも今後はそういった活用も考えておりますし、特に歳入のほうも市有地等の空いとる空き地等がかなりありますので、その辺も売却して財源の確保に努めていきたいと考えております。以上答弁とさせていただきます。

○信宮委員長：

ほかに質疑はありませんか。

○酒井委員：

一番最初に地方交付税の入りが出てきたと、いうことでございますけど、先ほどの課長の話ちょっと私違和感を感じたんですが、実質増えたんじゃないと、厳しく見積もったからこうなったんだという話がありましたけど、財政はそういう考え方、説明されるとね、何か予算陳情したときに、金がない金がないって財政で全部けられてる政策っていうのも結構あるんですよ、支所から上がったやつが。そういうことで進められて最初から厳しい予算でやっとなって、ないから金がない金がないと、そしてきたらそしたらどうするんだという話になってしまいますので。ちょっと先ほどの説明はちょっと違和感がありました。申し添えておきます。

もう一つありますのは、先ほど森川議員も言いましたけれども、今回の災害につきましてもう財政課長には常々話をしておりますけれども、この席でお話しておきます。

今回の災害において、普通交付税交付金、普通基金、そして財政調整いろいろありますけれども、今130これ今の過程でフォローですから、大体130億は超えております。

これについて、3月末の調整で多分国からもこれから入ってきますので、それらを調整しながら調整をやっていくだろうと思いますけども、最終的にやはり先ほどの税務課とか、いろんなところで話が出た、罹災者に対しての優遇、一つ処置を市のほうも、やはり基金はそのためにためてるんですから、今度の3月の末に何十億か減らしたくらいで、ひとつ対応してくような財政課の姿勢をひとつ示していただきたいと思います。

これにつきましては、もう常々言ってるわけでございますので、こういうためのために、先ほど課

長も言いましたけれども、普通基金を、財政調整基金だとか災害基金なんかを持っていく方法もあるわけでございますので、それをひとつ理事者側ともしっかりやっていただいて、今回の災害について、最終的にはお金のこの問題になるわけで、財政課が固く固く財布を握り締めるんじゃないに、一つ大きくソフトの分でも出す、公平不公平感がない形の中で、財政の基金が減っても、普通基金を災害基金に持ってきたりして、ひとつ対応していただいて3月の末にはもう基金が130億以上あるやつが、やはり80億か70億ぐらいまで下げるぐらいの、そして、西予市民のこの災害を乗り越っていくという形にしていきたい。

東南海地震が来たときはまたそのときで考えるというぐらいのつもりでやってください。

部長答弁してもらえますか。

○三好総務企画部長：

酒井議員のほうから、ありがたいですね御提言をいただきました。先ほど財政課長も申しましたように、今回いろんな災害が起きまして大変厳しい財政状況にはなっております。我々も事務事業等を見直しをして、なるべく安定した財政運営に努めたいと思いますし、先ほど酒井議員のほうからご提言いただきましたこと、また理事者と協議をいたしまして、前向きに検討させていただきたいと思います。以上、答弁とさせていただきます。

○信宮委員長：

ほかに質疑ございますでしょうか。

ないようですので以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。議案第108号 平成30年度西予市一般会計補正予算（第5号）財政課所管分につきまして、原案に賛成の委員の挙手を求めます。挙手全員により、当委員会としては原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩を告げる。（10：40～10：50）

再開を告げる。

【教育部】

【教育総務課】

○信宮委員長：

教育部に変わりますので高橋部長の挨拶をお願いいたします。

○高橋教育部長：

挨拶を行う。

○信宮委員長：

それでは議案第108号 平成30年度西予市一般会計補正予算（第5号）教育総務課所管分について担当課長の説明を求めます。

○宇都宮教育総務課長：

それでは、審査をしていただきます、議案第108号 平成30年度西予市一般会計補正予算（第5号）のうち、教育総務課所管分について御説明をさせていただきます。

このたびの補正予算第5号では、大阪北部地震でのブロック塀の倒壊事故を受けまして、市内小中学校のブロック塀について安全性が確保されているかどうか、建築基準法に基づき点検をいたしました結果、修繕する必要がある箇所がございましたので、補正予算を計上するものであります。

予算書の23ページをお開きください。10款2項1目学校管理費、小学校施設修繕事業751万4000円ありますが、野村小学校のブロック塀、これは学級園側に34メートル、また土俵側といいますか、井関医院側になりますがこちらに延長が30メートル、国道側に93メートルのブロック塀がございました。

これらについてでございますけれども、ブロック塀の撤去及びフェンスの設置にかかる工事請負費を増額補正するというものであります。

学級園側土俵、井関医院側、国道側とも点検表において点数的には一応安全です、の結果範囲におさまっておりますけれども、学級園側においては、塀の高さに対する控え壁の間隔が広いこと、また土俵側、国道側においてはひび割れ等の老朽化が見られるということから、修繕をするものであります。

続きましてその下になりますけれども10款3項1目、中学校施設修繕事業、435万3000円ありますが、三瓶中学校のブロック塀校舎東側にあります、延長約100メートルになりますが、こちらにつきまして撤去、フェンス設置に係る工事請負費を増額計上するものであります。こちらにおきましても点検表において点数的には一応安全です、の結果範囲におさまっておりますけれども、ひび割れ等老朽化が見られることから、修繕するものであります。以上、説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

○信宮委員長：

宇都宮教育総務課長の説明が終わりました。これより質疑を行います。

質疑はありますか。

○二宮委員：

結局はわかるんですけども、新しく設置するフェンスですよ、それはその場所いうか、によってフェンスは違うんですかね、それとも同じようなフェンス、どういうフェンスを設置される予定なのかだけちょっと教えていただきたいと思います。

○宇都宮教育総務課長：

今のところ予算の関係ではどちらの箇所においてもほぼ同様なものと考えておりますが、詳細のところについてはまた地元の校長先生がたを学校側とあわせて協議を再度していきたいと考えております。

○二宮委員：

イメージ的に金のフェンスって考えとったらいいいですかね。

○宇都宮教育総務課長：

一応金のフェンスということを中心に考えてはおります。

○兵頭委員：

このブロック塀の調査は、当然建築士なりに依頼してやられたんですか。

○宇都宮教育総務課長：

一番最初に、大阪北部の事故が起こったときには、まず担当者レベルのみのところで行ってまいりましたけれども、その後点数をつける段階においては、教育総務課の職員と建設課、また支所の産業建設課のその技術にたけた職員と一緒に同行して検査をしております。

○兵頭委員：

一つつけ加えさせていただきたいと思うのが、以前の質疑のときに中村敬治議員が、通学路のブロック塀ということと言われたんですけど、通学路も大人が見た目線と、それから子供が見た目線では、脅威が違うと思うんですよ。小学校の周りはそれ、建設課なりと、教育委員会の職員が、調べたということですけど、通学路全域になるとなかなか、距離数も伸びますし、ただ子供たちがそこを通うのに、大人だけの目線で、確認していいのかなという点もありますので、ここらへん学校関係者と、子どもの中の代表なんかで話し合うようなことも、されたらいいかと思いますが、

その辺の考えはいかがでしょうか。

○高橋教育部長：

今、学校のほうから、やはり今危険な通学路の中に危険なブロック塀がないかということをして今学校のほうでも、教員職員を中心に、話をして教育委員会のほうに上げてもらうということになっておりますけれども、また校長のほうにも、そういう子どもの目線、そして大人の目線の違いとかいうこともまた含めて、通知をしたいというふうに思っています。

以上です。

○宇都宮久見子委員：

今回いろんな予算の中にも、大阪北部の地震を受けてのブロック塀の点検、学校以外にもいろいろ出てると思うんですけど、参考までに今回その地震を受けてっていうことで、されたのはわかるんですけど、それまでは今回はランク的には4、ほぼ安心っていうことで見た目にはそんなに害があるようなものではないのかなっていうのが簡単な私の思いなんですけど。大阪のほうの被害があるまでは、どういうふうな見回りというか安全確保というか、学校のほうはされているんでしょうか。

○宇都宮教育総務課長：

各学校のほうに現在確認をしているところではない状況過去の状況について、確認しておりませんので、細かなことがわかりませんけれども、目視による確認というのは定期的にされているかと思っています。先ほど兵頭議員さんのほうからもありましたけれども、通学路全般のところもあろうかと思っておりますけれども、PTAの方々の御意見等も聞きながら、また、地域の状況を判断をして、通学路のあり方についても判断をされていると聞いています。

○兵頭委員：

この補正予算にはちょっとはずれるんですけど。今回の災害を受けて、西予市が今年度当初予算の中に組み込んだ予算の説明で、繰越2年または1年の繰越事業が、かなり出ております。その中に小中学校の空調工事を1年先送りというような説明がありましたが、これは、ことしの酷暑、もう皆さんも御存じのように35度を超えるのが当たり前で、例えば小中学校の2階、3階の1番上の部分、何かいうたらもう40度を恐らく越えるような、気温になっていると思います。そういったこと

で、去年の今ごろ、ちょうど小中学校に空調導入したいという提案があり、議員もみんな賛成はしたんですけど、それが先送りになるというのは、経緯を説明していただいたらと思います。

○高橋教育部長：

ただいまの御質問ですけれども、昨年度の今ごろでございますけれども、これエアコン設置にしましては非常にかなりの教室の数を一度にするというようなことになりますので、財政負担が大きい、文部科学省に学校施設環境改善補助金というものがございます。これ事業費の3分の1を補助していただくものでございますけれども、それを昨年度要望をしておりました。ただ、それ昨年度要望がつかなかったため、今年度当初予算は計上していないというような、状態でございます。

ただよく話題になっておりますけれども、公立学校のエアコンの整備率これは3年に1回調査が行われていると聞いておりますけれども、全国平均では41.7%、愛媛県が13.2%、そして西予市では10.2%という大変低い状況でございます。

この夏は連日のように猛暑が続きまして、7月17日には愛知県の豊田市で小学校1年生の男児が熱中症により、亡くなっているというような死亡事故が発生しておりまして、学校のエアコン整備というのは全国でも、大変関心が高まっていることは認識をしております。

私たちも子どもたちが適度な室温で授業が受けられる環境を、一刻も早く整える必要がありますので、もちろん豪雨災害に対する生活再建や復旧事業も大事ですけれども、それと同様に、優先度の高いものだと考えております。

このことにつきましては、今年もちょうど本日も市長と教育長、文部科学省のほうに陳情にも行っておりますので、財源確保ができ次第、予算化をさせていただきたいというふうに考えておりますので、どうぞご了解ください。以上でございます。

○兵頭委員：

今ほど説明の中に、今市長さんが来年度の予算に向けて、国に向けて行かれてるということですが、文科省もこれほどエアコン設置せよと言うのに、陳情行ったら恐らくつくと思うんですが、もしつかなかった場合でも、来年度ぜひですね、もう西予市全域をもう西予市単独でも構わないので、設置できるような取り組みをこれから検討

していただけたらと思います。先ほどの話の中にも、基金総額で約140億ちょっと切れるぐらいあります。

取り崩してもできると思いますので、ぜひ市長さんにも理事者のほうにもお願いしたいと思います。以上です。

○信宮委員長：

ほかに質疑はありませんか。

ないようですので以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第108号 平成30年度西予市一般会計補正予算（第5号）教育総務課所管分につきまして、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員により、当委員会としては原案どおり可決することに決しました。

御苦労さまでした。

暫時休憩を告げる。（11：05～11：06）

再開を告げる。

○宇都宮教育総務課長：

それでは、審査をしていただきます。議案第110号 平成30年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計補正予算（第1号）について御説明をさせていただきます。

予算書、1ページをお開きください。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、1017万7000円を追加し、歳入歳出予算の総額を3943万1000円とするものであります。

まず、歳入について御説明をいたします。予算書6ページをお開きいただきたいなと思います。4款1項1目1節前年度繰越金であります。決算により繰越金額が確定をいたしましたので、前年度繰越金1017万7000円を増額補正をいたしました。

当初予算に684万円を計上しておりましたので、決算額との差し引き額1017万7000円を計上したものであります。

続きまして歳出について御説明をいたします。

予算書7ページに移ります。3款1項1目28節繰出金、一般会計繰出事業であります。1017万7000円を増額補正をいたしました。これは、当初奨学資金の貸付原資を一般会計から繰り入れをしておりましたので、決算により確定をいたしました、前年度繰越金、1701万6580円が繰越金になりますけれども、こちらの繰越金から今年度貸し付けに要します経費、先ほどの684万円となりますけれども、こちら除きました1017万7000円を一般

会計へ繰り出すというものでございます。

以上、説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、御決定いただきますようよろしくお願いいたします。

○信宮委員長：

宇都宮課長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。ないようですので以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第110号、平成30年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計補正予算（第1号）について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員により、当委員会としては原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩を告げる。（11：10～11：13）

再開を告げる。

【生涯学習課】

○信宮委員長：

議案第108号 平成30年度西予市一般会計補正予算（第5号）生涯学習課所管分につきましては担当課長の説明を求めます。

○小玉生涯学習課長：

議案第108号 平成30年度西予市一般会計補正予算（第5号）、生涯学習課所管分について、予算書に基づき御説明いたします。

該当する歳出予算は24ページになります。

教育費、第5項2目公民館費において、補正増額96万3000円を計上しております。

その内訳として、多田公民館維持管理事業において、ブロック塀の一部取り壊し工事費が、53万8000円。これは、大阪北部地震後のブロック塀点検に基づき、安全対策が必要と判断されたもので、多田公民館別館の敷地三方を取り囲むブロック塀につき、現状3段から6段のブロックを2段に低層化するための工事費となります。

もう1件は、高川公民館維持管理事業において、浄化槽の汲み取り清掃手数料が42万5000円です。今回の豪雨災害において、公民館敷地内の浄化槽が浸水し、河川からの泥水が流入したため、内部にたまった土砂を取り除く必要が生じたものです。これらはいずれも市単事業で、財源内訳は一般財源96万3000円となっております。

以上、よろしく御審議の上御決定くださいますよ

うお願い申し上げます。

○信宮委員長：

小玉課長の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。
ないようですので以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

議案第108号 平成30年度西予市一般会計補正予算
（第5号）生涯学習課所管分につきましては、原
案に賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員により、本委員会としては原案どおり可
決することに決しました。

暫時休憩を告げる。（11：16～11：18）

再開を告げる。

【スポーツ・文化課】

○信宮委員長：

議案第108号 平成30年度西予市一般会計補正予算
（第5号）スポーツ・文化課所管分につきまして、担当課長の説明を求めます。

○谷ロスポーツ・文化課長：

それでは、議案第108号 平成30年度西予市一般会
計補正予算（第5号）のうちスポーツ・文化課所
管分につきまして、予算書に基づき御説明申し上
げます。

予算書の24ページをお開き願います。

10款教育費、6項文化振興費、2目文化財保護費で
ございますが、農業水産課が所管する宇和町石城
地区ほ場整備事業計画において、ほ場整備予定地
が周知の埋蔵文化財包蔵地に該当するため、文化
財保護法に基づき試掘確認調査が必要となり、試
掘確認調査にかかる経費109万9000円を増額計上
するものです。

次に、25ページをお開き願います。

10款教育費7項保健体育費2目体育施設費でござい
ますが、7月豪雨災害により、明浜運動場町民グ
ラウンドに河川の氾濫や園地の崩土により、大量
に土砂が流入したため、土砂撤去にかかる経費
77万8000円を増額計上するものです。

続きまして、26ページをお開き願います。

11款災害復旧費2項文教施設災害復旧費、2目社会
教育施設災害復旧費でございますが、7月豪雨災
害により、城川総合運動公園敷地内市道の暗渠が
土石流により封鎖され、駐車場表の水路に大量の
土砂が流れ込み水路を封鎖したため、土砂撤去等

にかかる工事請負費358万6000円を増額計上する
ものです。

以上、よろしく御審議の上御決定くださいますよ
うお願いいたします。

○信宮委員長：

谷ロスポーツ・文化課長の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。
ないようですので以上で質疑を終結といたしま
す。お諮りいたします。

議案第108号 平成30年度西予市一般会計補正予算
（第5号）スポーツ・文化課所管分につきまして、原
案に賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員により、本委員会としては、原案どおり
可決することに決しました。

暫時休憩を告げる。（11：21～11：24）

再開を告げる。

【消防本部】

【消防総務課】

○信宮委員長：

消防に移りますので、まず最初に佐藤消防長のほ
うから御挨拶をいただきたいと思います。

お願いします。

○佐藤消防長：

挨拶を行う。

○信宮委員長：

それでは議案第108号 平成30年度西予市一般会
計補正予算（第5号）消防総務課所管分につしまし
て、担当課長の説明を求めます。

○竹田消防総務課長：

議案第108号 平成30年度西予市一般会計補正予算
（第5号）消防本部所管分について御説明させて
いただきます。

予算書の10ページをお開き願います。歳入歳出補
正予算、事項別明細書の歳出の部でございます
が、9款消防費、補正前の額は18億5792万7000円
でございまして、今回補正額1038万円を増額させ
ていただき、合計18億6830万7000円になるもので
ございます。

財源内訳といたしましては、その他の特定財源を
新たに43万7000円計上し、一般財源が994万
3000円増額するものでございます。

今回の補正額のうち、消防本部所管分の詳細につ
きまして、御説明をさせていただきます。

予算書の23ページをお開きください。1段目にな

りますが、9款消防費1項消防費2目非常備消防費の中に、今回の2件の補正を組み入れてございます。

補正前の額は1億7739万1000円。補正額1038万円を増額いたしまして、1億8777万1000円になるものでございます。このうち、9節旅費の費用弁償を988万5000円と、18節、備品購入費の機械器具費を49万5000円計上しております。

事業概要の1段目になりますが、非常備消防一般管理事業における消防団員の反射チョッキ購入でございます。

財源内訳といたしまして、特定財源43万7000円を予定しておりますが、これは消防団員安全装備品、整備等助成金でございます。

これに一般財源の5万8000円を合計いたしまして、49万5000円を備品購入費の機械器具費に充て、消防団員の安全確保のための装備品、反射チョッキ80着を購入する事業でございます。この事業では来年度に88着を整備する予定としておりまして、全体で168着を整備する計画でございます。

次に、事業概要の2段目になりますが、消防団管理運営事業における災害出動危険手当の補正でございます。これは平成30年7月豪雨にかかわる、警戒活動、土のう積み、避難誘導、被災後の緊急車両進入路確保、及び二次災害防止のためのがれき撤去等に要した消防団員、3954人分の災害出動危険手当、988万5000円を計上したものでございます。

以上、消防本部所管分の説明とさせていただきます。御審議のほどよろしく願いいたします。

○信宮委員長：

竹田消防総務課長の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○二宮委員：

今御説明がありました消防団管理運営事業の財源が一般財源になってますけども、こういう災害のときは、また国から後から財源として来ることはないんでしょうか。

○竹田消防総務課長：

今回のこの財源に関しましては、昨年度からの計画で要望している財源でございますので、今回の災害では、適用とはしておりませんでした。

○信宮委員長：

暫時休憩を告げる。（11：31～11：31）

再開を告げる。

○竹田消防総務課長：

この特定財源に関しましては財政課のほうで災害対応に組み入れてございますので、消防本部のほうでは組み入れておりません。以上です。

○信宮委員長：

暫時休憩を告げる。（11：32～11：33）

再開を告げる。

ほかに質疑はありませんでしょうか。

○二宮委員：

今回の災害で消防団の御活躍には感謝の思いでいっぱいなんですけども、今の出動手当では野村地域だけということでしょうかね。ボランティアも含めて西予市全体からかなり消防団の方が来ていただいとったように見受けるんですが、その分だけ1点お伺いします。

○竹田消防総務課長：

今回の出動手当については、野村地区でのがれき撤去等に要する西予市全体の消防団員の出動手当となっております。

○信宮委員長：

ほかに質疑はありませんか。

ないようですので以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。議案第108号 平成30年度西予市一般会計補正予算（第5号）消防総務課所管分につきましては、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員により、当委員会としては原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩を告げる。（11：35～11：38）

再開を告げる。

【議会事務局】

○信宮委員長：

続きまして、議案第108号 平成30年度西予市一般会計補正予算（第5号）議会事務局所管分につきまして、局長の説明を求めます。

○道山議会事務局長：

それでは議案第108号 平成30年度西予市一般会計補正予算（第5号）議会事務局所管分について御説明いたします。

予算書の16ページをお開きください。今回の補正は7月の豪雨災害を踏まえ、被災者の生活再建、

復旧復興を最優先に考えまして今年度予定しておりました3常任委員会、それから議会運営委員会の行政視察を取りやめまして、既に執行しています一部の予算、それからキャンセルに伴いますキャンセル料を除いたその大部分を、復旧復興事業の財源に充てるため減額するものであります。

減額となりますのは議会費の中の委員会事業で、減額の主なものは視察にかかる議員及び職員の旅費285万円、それからバスの借上料111万1000円で、総額で403万3000円の減額であります。なおこのうちキャンセル料につきましては総務常任委員会のパック料金に係るもので、総額41万6700円の30%のキャンセル料となっております。

ただこれにつきましてはまだ未確定といえますか、確定はしておりません。

業者からの連絡待ちの状況であります。キャンセル自体は7月8日に行っております。

以上、説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○信宮委員長：

道山局長の説明が終わりました。

これより質疑に移ります。質疑はありますか。ないようですので以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。議案第108号 平成30年度西予市一般会計補正予算（第5号）議会事務局所管分につきまして、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員により、当委員会としては原案どおり可決することに決しました。

それでは当委員会に付託されました議案についての審査は全て終了いたしました。

これにて閉会をいたします。

○森川副委員長：

閉会宣言

閉会：午前11時43分

西予市議会委員会条例第30条第1項の規定によりここに署名する。

【署名】委員長：